

# 悪臭防止法による規制

久喜市では、臭気指数規制を行っております。

## 敷地境界線における規制基準

### 区域別規制基準値

区域区分		基準値
A 区域	B、C を除く区域	臭気指数：15
B 区域	農業振興区域	臭気指数：18
C 区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数：18

## 煙突の排出口における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出します。

## 排水中の規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出します。

換算式

$$I_w = L + 16$$

$I_w$ ：排出水の臭気指数

$L$ ：敷地境界線における規制基準

※臭気指数：臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値。

$$\text{臭気指数} = 10 \log(\text{臭気濃度})$$

※臭気濃度：人間の感覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数。

例) 採取した空気を無臭空気で 30 倍に薄めた時に臭いがしなくなった

$$\rightarrow \text{臭気指数} = 10 \times \log(30) = 15 \quad (\log 3 \doteq 1.5 \text{ とする})$$